

整理番号	消防－法申－23
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の消費の許可
概 要	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。）は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第49条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088)
審査基準	火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が適当であり、かつ、その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 ・火薬類取締法第26条 ・火薬類取締法施行規則第50条から第56条の4まで ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日経済産業省告示第69号） ・火薬類取締法令の一部改正について（昭和28年8月25日28軽局第833号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和39年12月10日39軽局第741号） ・火薬類の取締り強化について（昭和42年6月13日42化局第324号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和49年3月2日49立局第158号） ・火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） ・火薬類取扱所の構造等の基準について（昭和55年12月2日55立局第513号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈の運用について（平成7年11月15日7立局第500号） ・火薬類の消費許可等について（平成9年3月17日9保安第19号） ・噴出煙火に関する保安技術基準について（平成元年6月1日通商産業省通知） ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年8月6日原院第1号） ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成18年6月23日原院第2号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html) ・「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について【別添3】火薬類取締法施行規則関係例示基準（消費）（令和3年10月15日保局第2号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/reiji.html)
標準処理期間	28日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬類を消費しようとするとき
提出方法	火薬類消費許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの4通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	煙火の消費の許可 7,900円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.cityv.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	